

第11回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月9日(水) 午後3時00分

2 開催場所 大原文化センター 1階 大会議室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一

2番 織本 幸一

3番 鈴木 茂雄

4番 吉清 哲司

5番 池田 誠

6番 中村 好男

7番 三枝 正直

8番 高橋 奈緒美

9番 高浦 伸芳

10番 麻生 等

11番 福山 博久

12番 松崎 秋夫

13番 吉野 鋭致

4 欠席委員(0名)

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)について

その他

(開会 午後2時55分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

定刻前ですが、皆様お揃いですので、只今から令和4年第11回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

会長 それでは、審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号7番、三枝委員、議席番号8番、高橋委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、弥正字広田、地目、畑、〇〇〇〇㎡、権利内容は、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2及び番号3は同一の譲受人による案件の為、まとめて説明いたします。番号2、譲渡人理由は遠方に居住し耕作出来ない為です。番号3、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、若山字新田、地目、畑、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆、〇〇筆合計、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、譲

渡人の要望に応じる為です。譲受人は新規就農で稲作を行います。申請土地、山田字松川間、地目、田、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆、〇〇筆合計、〇〇〇〇㎡。権利内容は、賃貸借権設定で、図面番号3です。

番号5及び6は同一の譲受人による案件の為、まとめて説明いたします。譲渡人理由は、空中部で太陽光発電が行われる為、譲受人理由は、区分地上権を設定し、空中部で太陽光発電を行う為です。申請土地、山田字徳正、地目、田、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆、〇〇筆合計、〇〇〇〇㎡。権利内容は、区分地上権設定で、期間は3年です。図面番号4と5です。発電施設の詳細は、議案4号にて別途説明いたします。

番号7、譲渡人理由は、自宅から遠くにあり管理や耕作が出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、下布施字根川間、地目、田、〇〇〇〇㎡。権利内容は、贈与による所有権移転、図面番号6です。

番号8、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、議案では自宅とありますが、実際は購入予定の貸別荘に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町榎沢字打出、地目、畑、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆。〇〇筆合計、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転、図面番号7です。

番号9、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町江場土字宮下、地目、畑、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆。〇〇筆合計、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転、図面番号8です。

番号10、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町押日字東、地目、田、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆。〇〇筆合計、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転、図面番号9です。

番号11、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町嘉谷字吹来中、地目、畑、〇〇〇〇㎡、権利内容は、売買による所有権移転、図面番号10です。以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織 本 委 員 はい。2番の織本です。

現在、この土地、畑は作物が栽培されている状態で、そのまま畑ということ
ことで問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、番号2及び番号3について、4番、吉清委員の補足説明を
お願いいたします。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

申請番号2番、今も作られていますので、問題ないと思います。

番号3、この件ですけれども、図面番号2を見ていただきたいのですけれども、
右側のところなのですけれども、ここが畑なのです。それで、この畑で何を
やりますかと尋ねたら、現在の所有者に作ってもらうという返事が返って
きましたので、それはまずいよ。自分が買うのだから、自分が耕作しなければ
という指導というか、話しをしたのですが、全然、理解が無いのです。
なんで補足説明で話しているかというのと、去年の11月9日に農地を買った
のですけれども、耕作されてないのですね。全然、草も刈らない。葎が生え
っぱなし、やればできるのであって、何か目的が違うような感じがするので、
第3条の要件をよく説明しないと、買う人がずっとこういうスタイルで、
どんどんと事が進むんじゃないかな、今後のことを心配するというような
事態です。要するに3条とかをきちんと理解してですね、農業振興地域は
こういうところなのですよというのを理解していただかないと、ただただ
所有権が変わってだけあって何にもならないんじゃないかと思うのです
ね。以上です。

議 長 続きまして、番号4から番号6について、9番、高浦委員の補足説明を
お願いいたします。

高 浦 委 員 はい。9番、高浦です。

4番については、年配の方から若い方に貸し出しをして、農地を耕作して
いただくことなので、問題ないと思います。

5番、6番は、3年に一度、太陽光発電の区分地上権の更新しなければ
ならない案件なので、特に問題はありません。現地はブルーベリーがよく

育っていました。以上です。

議長 続きまして、番号7について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

この田んぼはですね、この譲受人の〇〇さんが耕作しているので、特に問題ないと思います。よろしく審議の方お願いします。

議長 続きまして、番号8について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 はい。6番、中村です。

譲受人の方ですけれども、近辺で貸別荘をやっている方で、ゆくゆくは畑の所の宅地を購入予定で、貸別荘も同じ榎沢地域内にあり、耕作等問題ないと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長 続きまして、番号9について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

受人の農地が申請地の奥にありまして、いままで進入路がとれないというところで、奥にあった農地もしばらく前までは耕作していたのですが、入れないということで、今は耕作できてない状態になっていたところで、その手前の畑について、購入して自分の畑と一体化して耕作するという事なので特に問題ないものと思われまます。よろしく審議のほど、お願いいたします。

議長 続きまして、番号10及び番号11について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

まず番号10の方なのですが、筆数は大変多いのですが、田んぼについては基盤整備して、1枚の田んぼの中に入り込んでいるものなので、もうすでに受人が耕作もしているもので、これは問題ないと思います。

番号11ですが、手前の農地が3、4カ月前でしたかね、案件で出まして、同じ受人で、2枚続いている畑となりますので、問題ないかと思ひます。ただ、前回の畑も何も耕作されていないので、今後、様子を見ていきたい

と考えておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉清委員 はい。9番、吉清です。

先程、説明したのですけれども、申請番号3についてですけれども、これがすんなり通っていってしまうと、また同じようなことが起こり得る可能性があるのですね。だから、やはりこのなかで、この件を許可する段階において事務局並びに私も担当ですから、よく3条の意味合いを説明されたら良いかなと思います。その辺、いかがですかね。

事務局 はい。吉清委員の説明。3条の全部耕作要件が理解されていないのではないかということですので、議決の結果いかんではありますけれども、事務局としては申請人に対して許可の際によく説明を行うということ。

吉清委員 そうですね。これだけじゃなくて前もあるから。家族の人もきちっとやらないと。農業委員何やっているのってことになってしまう。よろしく申し上げます。

事務局 その辺はよく考慮して行います。

池田委員 申請の時に説明しますよね。その段階である程度分かるのではないですか。まあ業者が代理ってこともあるけど。

事務局 基本的なものは説明します。3条とはこういうもの、5条とはこういうものと。どういう許可申請ですかということからですね。申請書、添付書類を確認して不足がなければ受け付ける流れとなります。

吉清委員 特に新規就農者に対しては、よく説明してあげないといけないと思いますよね。買いました。耕作できない。じゃあそのままって。周りの人、えらい迷惑ですものね。

池田委員 2番の方はどうなのですか。同じ方ですよ。

吉清委員 こちらの方はですね、受人が耕作するという事だったので。

議長 それでは、事務局でですね、交付の際に3条の要件を改めてよく説明することと、どうですかね、これでいかがですかね。

事務局 この申請については、申請自体は代理人申請となっておりますが、許可書の受け渡しについては申請者となっておりますので、これから、議決

を採ってとなりますけれども、許可のなった場合、許可書交付時に資料を整えて申請者に対して説明を行い理解して頂く、このようなやりとりを行います。

吉清委員 いいですか。同じようなスタイルで出てくると思う。それは十分にあり得ると推察されるのですね。だから、そこはやっぱり2度とそういうことの無いように指導してもらいたいですね。

事務局 承知しました。

吉清委員 よろしくお願ひします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

今の件で、本人が最終的に立会いの時に話しをされて、耕作しなければいけないのだからって話しされたなかで、じゃあそのようにしますってなっていない以上、ちょっとどうなのかなと。ちゃんとした話しで耕作をしないといけないということを理解してくれたってということがないと、この3番についてはどうなんですかね。

吉清委員 理解はしてないですかね。

池田委員 前もあつたっていつのことですかね。

吉清委員 令和3年11月9日の総会であつたやつ。そこは1筆、約1反歩位あるのですけれども。

池田委員 それはいま、どうなっているのですか。

吉清委員 荒れちゃって、非常に困ってます。

高橋委員 ここで、議決を採って許可をして、その後に耕作がされないとなると農業委員の責任となるのではないですか。今の話しを聞くと本人にやりまして一筆でも貰わないと、許可した責任が発生するのではないですか。

事務局 この総会の案件の審議というのは、申請が適法なものかなどを審議頂くもので、その後の耕作等、利用状況については、その状況に対して指導していくこととなります。そのため、ここでの可否で責任が問われるということはないと承知しております。

麻生委員 ちょっとよろしいですか。今の話しだと、これを許可して良いかどうかですよね。それで荒地になったというのは、その後のことだから、推進委員の方が耕作放棄地とか調査しますよね、パトロールとか。そのなかで

そういう状態になれば、指導して行くことになりますよね。これが流れなのかなど。要はそこが3条で許可となりました。何年か経って耕作されていない状況になりました。そこでどのようにしていくのか、そういう流れではないのかなど。

高橋委員 理解しました。農業委員会の総会の場合では、要件にあっているかどうかの判断、審議で、その後については、状況に応じて指導するという事です。

事務局 この案件はどうか審議して頂き、その後については、何かあれば、事務局、農業委員、推進委員が協力して事に当たります。

高浦委員 はい。今回の場合、本人の農地を耕作する意思をもって許可申請するはずなので、現場でやるかやらないか分からない発言があったとしても、内心は分からないので、例えば、農業委員会に呼び出しをして意思確認するという事は出来るのですか。

事務局 確認の部分となるかをと思いますが、事務処理としては、申請受付し、現地調査を経て総会に付議する流れですので、総会に招致してというのは難しいと考えます。

高浦委員 農業委員会の審査というのは実質審査なのか、形式審査なのか、どちらになるのですか。形式審査であれば、書類と要件が整っていれば許可が順当と思うのですが。農業委員会の権限というものがどこまであるのかということをお尋ねしたいと思います。

事務局 権限と言いますと、許可申請としますと3、4、5条とあります。3条については農業委員会に許可権限があり、4、5条については農業委員会の意見を付して県に進達し、知事が許可権者となります。

農業委員会は提出された申請書の記載内容と添付書類について審査をして、その申請が適法なものであるかどうか、許可基準に該当しないかどうか判断するもので、不備があるときは補正をさせる、追加で資料を求めることが出来ますし、現地調査を行い、必要に応じて追加調査も行うことが出来ます。農業委員の権限としますと、こういうことになろうかと思えます。

高浦委員 農業委員会の許可についての審査は、委員会が納得できるような資料がなければ許可できないということになると思うのですね。出た資料に基づいて。

事務局 そういうことになります。

高浦委員 難しいですね。

事務局 こういう形の判断となると難しいかと。

高浦委員 そうすると、もっと資料を出してもらうべきとかとなるのですかね。

事務局 誓約書等求めることは出来ますけれども、本人の意思とか考えとなると書類での確認は難しいかと。

高浦委員 客観的にやらないという意思が表明されなければ、一応、許可該当ということで考えてよろしいのですかね。

3条はそもそも農業をやるということで申請するわけだから、現地調査で担当の農業委員がやらないと確認しても、書類上、審査すべきものが整っていれば許可とするのですかね。申請が上がった以上は全て許可と。

事務局 現地確認を行い、その内容を総会の場で説明を行って頂いて審議となりますので、それに基づいて可否を議決して頂くこととなります。

高浦委員 現地で聞いた内容は評価の対象となると考えてよろしいのですかね。

事務局 今回、総会での補足説明で発言がなされてのことですので、評価の対象で問題ないかと。

高浦委員 分かりました。

織本委員 今回のような案件が過去にもありましたけれども、今回は受人に対してのことだけで話しが進んでいるかと思えますけれども、前回の時には譲渡し人のことも考えて許可したという事案があります。譲渡し人は高齢により耕作できないということなので、結局、売買が成立せず、そのままとなれば、耕作放棄地になってしまう訳なので、譲受人にしっかりと耕作させるようにさせた方がベストだと思うのですが、その辺はどうかと思えます。

三枝委員 総会は基本的には書類が上がってきて問題なければ、間違いがなければ許可ということになるのではないですか。許可したあとのことは極端に悪いと指導してってことになる。

議長 各委員から貴重な意見が頂きましたけれども、これらを踏まえて採決に移りたいと思います。

それでは、議案第1号については、番号1から番号2、番号4から番号11を先に採決し、その後に番号3を採決します。

まず、議案第1号を番号1から2、番号4から11について、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号、番号1から2、番号4から11については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号、番号3について、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

賛成3人

高橋委員 条件付き賛成というのは。耕作の意思を確認したのちというのは。
事務局 そうすると賛成ということで。
議長 賛成4人、反対8人でございます。

よって、議案第1号、番号3については、否決となりました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は大野川崎の田と畑〇〇〇〇㎡のうち、〇〇〇〇㎡です。大野下区農村協同会館の東側に位置します。図面番号11です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる事から、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は営農型太陽光発電施設です。農地の下部では圃を耕作し、農地の上部で発電を行います。この発電施設の支柱部分が3年間の一時転用の対象となります。

本施設は平成31年に一時転用の許可を受けて、設置されましたが、当初許可より3年が経過することから再度の申請を行うものです。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関

する特別措置法について、平成31年2月4日付けで事業計画認定済です。

番号2、本件土地は大野鴻之巢の田〇〇〇〇㎡で越口集会所の北側に位置します。図面番号12です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる事から、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は土砂等の利用による農地造成です。湿地状態で耕作のしづらい山間の田を、嵩上げて畑へと改良しようとするものです。

埋め立ての事業計画は、最大〇〇m、平均〇〇mほど埋め立てを行います。法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為に土砂は、東京都中野区及び目黒区の配水管布設替工事から搬入する土砂、〇〇〇〇立方メートルを使用します。

権利の内容は令和4年12月10日から令和5年5月31日までの一時転用です。

工事業者が処分を委託した業者から処分委託料を受領していることから、本件工事に係わる搬入土砂料、運搬費、造成費等一切は無償とするという契約内容になっている為、費用は掛かりません。

他法令の関係は小規模埋立条例について令和4年10月21日付けで環境保全課に申請がなされております。

排水は雨水のみで、自然浸透とします。

農地復元後は、ジャガイモを作付けします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい。8番、高橋です。

先程の事務局の説明のとおり、1番の案件に関しては、ソーラーシェアリングの下でちゃんと榊が栽培されておりまして、3年経ったので申請ということで問題ないと思います。

2番に関しては、以前、図面の隣の部分を造成しまして、繋がった畑にすると説明を受けまして、現場を見た限り問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は苅谷寺脇の畑、〇〇〇〇㎡で、国吉駅の北側に位置します。図面番号13です。

申請地は、国吉駅から300m以内の農地であることから第3種農地に該当します。

転用目的は貸資材置場です。

譲受人は現在木材の販売及び伐採を主とした法人の役員であり、既存の置場が不足していることから申請地を取得し、資材置場として整備後に法人に貸し付けるものです。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、小規模埋立条例について令和4年11月4日付けで環境保全課に申請がなされております。

番号2、本件土地は大野中島の田、〇〇〇〇㎡で、川目第一集会所に隣接します。図面番号14です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、店舗兼加工所、〇〇㎡及び駐車場、〇〇台分です。

権利の内容は賃貸借権設定です。

借主は令和4年4月から申請地の近くに農地を借り、新規就農で乳牛の放牧飼養を開始し、生乳を利用した乳製品で第六次産業化を目指しています。放牧地から近い県道沿いの申請地を借受け店舗兼加工所及び来客用の駐車場を整備します。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和4年10月21日付で市建設課に道路占用許可申請済です。

番号3、本件土地は、日在日之脇の畑、〇〇〇〇㎡で、農地以外の〇〇筆を合わせた全体計画は〇〇〇〇㎡です。ホームセンターの南側に位置します。図面番号15です。

申請地は、土地改良事業完了地域内の農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、店舗、〇〇〇〇㎡です。

譲受人は現在申請地の南側に店舗があり、自動車の販売等を行っていますが、サービス工場棟が狭い為、申請地に移転し、新店舗を建設します。埋立工事を行いません。

用水は市営水道、排水について雨水、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の既存の市道側溝へ放流します。また、油水分離層の処理水も北側の既存の市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇億〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和4年10月25日付けで市建設課に道路占用許可申請済、法定外公共物管理条例について、令和4年10月25日付けで市建設課に占用許可申請済です。

番号4、本件土地は、日在押留南の田〇〇〇〇㎡で、日在グラウンドの南側に位置します。図面番号16です。

申請地は、番号2と同様の要件であることから第2種農地に該当します。転用目的は、ノンフィット型、非売電型の太陽光発電施設、2区画です。パネル設置枚数は2区画計で344枚です。

譲受人は、千葉市で太陽光発電システムの施工及び販売等を行う法人です。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号5、本件土地は、山田徳正の田、〇〇〇〇㎡のうち、〇〇㎡で、山田源氏ぼたるの里の北側に位置します。図面番号4です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる事から、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は営農型太陽光発電施設です。農地の下部ではブルーベリーを耕作し、農地の上部で発電を行います。この発電施設の支柱部分が3年間の一時転用の対象となります。

本施設は平成28年に一時転用の許可を受けて、設置されましたが、一時転用は3年ごとに許可を必要とすることから、今回は3度目の申請を行うものです。

権利の内容は一時転用を伴う賃貸借権設定です。

所要資金は〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成27年1月26日付けで設備認定済です。

番号6、本件土地は、山田善行田の田、〇〇〇〇㎡のうち、〇〇㎡で、蓮福寺の北側に位置します。図面番号5です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる事から、例

外的に許可できるものに該当します。

転用目的は営農型太陽光発電施設です。農地の下部ではブルーベリーを耕作し、農地の上部で発電を行います。この発電施設の支柱部分が3年間の一時転用の対象となります。

本施設は平成28年に一時転用の許可を受けて、設置されましたが、一時転用は3年ごとに許可を必要とすることから、今回は3度目の申請を行うものです。

権利の内容は一時転用を伴う賃貸借権設定です。

所要資金は〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成27年7月23日付けで変更認定済です。

番号7、本件土地は、岬町椎木沖田の田、〇〇〇〇㎡で根方集会所の南側に位置します。図面番号17です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる事から、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は土砂等の利用による農地造成です。既設水田に暗渠及び盛土を行い、梨畑へと改良しようとするものです。

埋め立ての事業計画は、平均〇〇mほど埋め立てを行います。法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為に土砂は、岬町井沢にある千葉県夷隅農業事務所管理のストック場から搬入する土砂、〇〇〇〇立方メートルを使用します。

権利の内容は令和5年1月10日から令和5年7月31日までの一時転用です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、借入金及び補助金にて行う計画です。

他法令の関係は小規模埋立条例について令和4年10月24日付けで環境保全課に申請がなされております。

排水は雨水のみで、暗渠排水とします。

番号8、本件土地は、岬町井沢古柴胡の畑、〇〇〇〇㎡で長者町駅の南

側に位置します。図面番号18です。

申請地は、長者町駅より300m以内の農地であることから、第3種農地に該当します。

転用目的は専用住宅、〇〇〇〇㎡及び駐車場、〇〇台分です。

譲受人は住宅建築用地を探していたところ、南側に田園風景の広がりがあり、駅や公共施設にも近く利便性がある事から本件土地を気に入り、選定しました。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金及び借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和4年10月20日付けで市建設課に道路占用許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 2番の織本です。この畑は、長年、耕作がされていませんでしたので問題ないかと。ご検討、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、番号2について、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい。8番、高橋です。

この土地は、耕作されていなかったのですが、受人の〇〇さんは、この土地の先の所を牧場地として前回許可を頂きまして、今、3頭の牛を放牧で飼育して、その流れで、ここの土地にソフトクリームショップを作るといふ案です。貸す人も前回と同じ人なのでスムーズに行くのかなと。よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、番号3及び番号4について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

番号3についてはですね、国道に面しているところです。排水等もしつ

かりしていますので、なんら問題ないと思います。

番号4、ここはやはり長年耕作されておられません。ややもすると農地以外の申請が出るようなところでございます。その太陽光を作るとのことで、なんら問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号5及び番号6について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。高浦です。

先程の3条、区分地上権でその上の太陽光パネルを支える支柱部分の面積を3年ごとに更新しなければいけないという案件ですので、なんら問題ないと思います。

議長 続きまして、番号7について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。事務局の説明のとおりで、なんら問題ないと思います。ご審議のほど、お願いいたします。

議長 続きまして、番号8について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

事務局の説明のとおりで、図面を見ていただいで分かるように隣接に住宅も建っていて、その隣の畑ということで特に問題ないものと思われます。よろしく審議のほど、お願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、令和4年度、第8次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和4年度第8次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和4年10月20日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は19ページに記載させて頂いております。

賃借権24件、使用貸借権1件、貸付者24名、借受者15名、田、75,001㎡、畑、8,423㎡、でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

借受申込者、2名、田、9,340㎡、畑、1,921㎡を、出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第1

8条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。

その他といたしまして、地目変更登記に係る照会に対する回答につ
いて、報告いたします。

今回は10月31日までに回答済の18件について、議案書23ペ
ージから27ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

吉 清 委員 はい。4番、吉清です。

先程の案件ですけれども、不許可となったのですが、買受者が理解をし
ていないということで、私、言ったのですけれども、織本委員の発言にあ
ったとおり、ことが進まない、ここもなんにも進まなくなってしまうこ
とになってしまいます。私の気持ちとしては、十分なる説明も欲しいし、
申請を受けた時には必ず耕作しますという確約書みたいなものをとって
もらえればなと思っています。それで許可相当としていただければなど。
決まったことに対して申し訳ないのですけれども、これが不許可で耕作さ
れない耕地が増えてゆくというのもいかなものかとも思います。ちょっ
と申し訳ないのですが、ご検討をお願いします。

議 長 暫時、休憩といたします。

議 長 (休憩)

議 長 それでは、再開します。

先程の議案第1号、3番について、不許可の決定を取り消して再審査とすることについて、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

それでは、議案第1号、番号3については再審査といたします。

議長 他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和4年第11回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局からご連絡をさせていただきます。

はじめに、12月の総会ですが、12月8日、木曜日で予定しておりますが、農業委員、推進委員の研修会を開催する関係で、岬公民館の大会議室で、時間は午後1時30分からの開会とさせていただきます。

なお、申請受付については、11月21日、月曜日、22日、火曜日、24日、木曜日、25日、金曜日の4日間となります。現地確認につきましては、11月28日、月曜日及び29日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

農業委員、推進委員研修会についての開催通知は、後日発送いたしますが、12月総会終了後の午後3時から岬公民館の大会議室での開催を予定しております。

次に記録活動簿ですが、本日、10月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

(閉会 午後3時56分)

議事録署名人

議長

7番委員

8番委員